

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第113号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年12月1日（日） 10時00分ごろ
発生場所	長崎県時津町前島西方沖（大村湾南西部） 時津町所在の高島41m頂から真方位278° 2,000m付近 （概位 北緯32° 52.2′ 東経129° 48.1′）
事故等調査の経過	平成25年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{はません} 浜千丸、4.4トン 292-20326長崎、個人所有 B 競そう用ボート ^{ほうよく} 鵬翼、12.92m 船舶登録等なし
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、なし
死傷者等	なし
損傷	A 船首船底部のFRP剝離、船底中央部に擦過傷 B 艇前部上面に擦過傷、左舷側面に亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、前島西方沖を手動操舵により、約7ノット（kn）の速力で南進中、B船は、操縦者Bほか漕手4人が乗艇し、ボート競技（舵手つきフォア）の練習のため、前島西方沖を約7knの速力で南南東進中、平成25年12月1日10時00分ごろA船の船首とB船の左舷側とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1～2m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長Aは、A船の後部付近で操船していたが、衝突するまで船首方のB船に気付かなかった。 A船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。 B船は、前島の北北西方2,000m付近から同島南西方250m付近の間を練習コースとしていた。 操縦者Bは、最後尾で前向きに座り、舵を取るとともに、前方の見張りを、漕手4人がいずれも後ろ向きに座り、後方の見張りをそれぞれ行うようにしていたものの、操縦者Bが、左舷方から近づいて来るA船に気付かなかった。
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、前島西方沖を南進中、船長Aが船首方のB船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、前島西方沖を南南東進中、操縦者Bが左舷方のA船に気付かなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、前島西方沖において、A船が南進中、B船が南南東進中、船長A及び操縦者Bがいずれも相手船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。